

合意なき離脱の場合における GDPR に基づくデータ移転に関する情報通知（仮訳）

2019年2月12日採択

導入

英国は、EEA ととの間に合意がない場合（合意なき離脱）、2019年3月30日の中央欧州標準時午前0時.00分から第三国となる。2019年3月30日以降、英国への個人データ移転は、以下のいずれか的手段¹によらなければならないことを意味する。

- 標準又は特別データ保護条項
- 拘束的企業準則
- 行動規範及び認証メカニズム
- 例外²

本通知は、民間及び公的組織に対し、合意なき離脱の場合における英国への個人データに関し、GDPR に基づく前述のデータ移転手段に関する情報を提供するものである。

欧州データ保護会議（EDPB）は、域内の監督当局及び欧州委員会から提供された本件に関するガイダンスを基にしている。EEA 域内の機関は、必要であれば、関連する取扱活動の監視権限を有する国家監督当局に依頼することができる。

I. 合意なき離脱に備えて、組織が講ずべき5つの措置

個人データを英国に移転する際には、以下の措置を講じるべきである。

1. 英国への個人データ移転を意味する処理活動を明確にする。
2. 自らの状況に適したデータ移転手段を決定する。（下記参照）
3. 選択したデータ移転手段を2019年3月30日に講じることができるよう実装する。
4. 英国にデータ移転が行われる旨、内部文書に明記する。
5. 個人に通知するため、状況に応じて、プライバシー通知を更新する。

II. EEA から英国へのデータ移転

1. 利用可能なデータ移転手段

EU 離脱の時点で充分性認定³が得られていない場合、利用可能なデータ移転手段は以下のとおりである。

¹ GDPR 第5章参照

² 例外は、標準データ保護条項又はその他適切なセーフガードが無い場合にのみ適用される。

³ 充分性認定は、GDPR 第45条に基づき、欧州委員会によって採択される（例えば、2019年1月23日に同委員会によって採択された日本に対する充分性認定。それ以前にも、欧州委員会はアルゼンチ

a. 標準及び特別データ保護条項

貴組織及び英国内の相手先は、欧州委員会が承認した標準データ保護条項の使用に合意することができる。これらの契約は、個人データの第三国移転において必要とされるデータ保護に関し、追加的で適切な安全措置を提供するものである。

現在、3つの標準データ保護条項が利用可能である。

- EEA の管理者から第三国（例、英国）の管理者への移転：2つの条項が利用可能：
 - 2001/497/EC
 - 2004/915/EC
- EEA の管理者から第三国（例、英国）の取扱者への移転：
 - 2010/87/EU

この標準データ保護条項は修正できず、かつ、規定どおりに署名しなければならない点に留意することが重要である。しかしながら、欧州委員会が採択した標準保護条項に直接又は間接的に反しない限り、これらの契約は、より広範な契約内容を含むことができ、また、付加的な条項を追記することも可能である。3月30日までの時間に鑑みると、EDPB は、この標準データ保護条項はすぐに使える手段であることを認めている。

標準データ保護条項に対する追加的な変更は、特別データ保護条項とみなされることを意味する。この条項は、貴組織独自の状況を考慮した、適切な安全措置を提供することが可能である。

標準及び特別データ保護条項は、EDPB の意見に従い、権限を有する国家の監視当局から、データ移転に先立って承認を得なければならない。

b. 拘束的企業準則

拘束的企業準則は、EEA 域外を含め、企業グループ（例、多国籍企業）が、内部での個人データ移転に適切な安全措置を提供するため、同グループが遵守すべき個人データ保護方針である。

既に BCR を策定しているか、あるいは取扱者のために BCR を利用する取扱者と協力しているかもしれない。貴組織は、GDPR の下でも引き続き有効な、旧指令 95/46/EC に基づき承認された BCR を使用することができる⁴。しかしながら、これらの BCR は、GDPR の規定に完全に一致するよう更新される必要がある。

BCR を策定していない場合には、EDPB の意見に従い、権限を有する監視当局の承認を得なければならない。

拘束的企業準則の適用条件に関する詳細については、EDPB のウェブサイトを参照されたい。

ン、ニュージーランド、イスラエル等の第三国に対して十分性認定を採択している。) 現時点では、英国に対する十分性認定は存在しない。

⁴ GDPR 第 46 条第 5 項参照。なお、指令 95/46/EC で認められた BCR は GDPR の下でも有効だが、GDPR の条項と完全に整合するように、更新する必要があることに留意。

c. 行動規範及び認証メカニズム

第三国の機関が、個人の利益のために、拘束力ある執行可能なコミットメントが行動規範又は認証メカニズムを含めた場合には、個人データの移転に対し、適正な安全措置を提供することができる。

行動規範又は認証メカニズムは GDPR の下で創出されたものであり、EDPB は、これらのツールを使用するための調和のとれた条件及び手続に関して詳しく説明するため、ガイドラインを策定中である。

2. 例外

例外は、特定の条件下での移転を許可するものであり、適切な安全措置（拘束的企業準則、標準保護条項など上記の手段を参照）を設置するルールの例外であること、あるいは、充分性認定に基づくデータ移転であることを、強調することは重要である。したがって、特例は、制限的に解釈されなければならない。また、不定期で反復性のない取扱活動に対して主に関連するものでなければならない。⁵

前述の例外には、GDPR 第 49 条により、とりわけ、次の場合が含まれる。

- ・個人が、データ移転に関連するリスクに必要な全ての情報を提供された上で、提案されたデータ移転を明示的に同意した場合
- ・データ移転が、個人と管理者との間における契約の履行又は締結に必要な場合、あるいは、個人の利益のために契約が締結される場合
- ・公共の利益の重大な事由により、データ移転が必要となる場合
- ・組織の正当な利益を確保するために、データ移転が必要な場合

利用可能な例外及び適用方法に関する詳細については、GDPR 第 49 条に基づく EDPB のガイドラインを参照されたい。

3. 公的機関又は公共団体のみが利用可能な手段

公的機関は、GDPR が当該機関の状況に一層適切であると考えられるメカニズムの使用を検討することができる。

一つ目のオプションは、行政協定、二国間又は多国間の国際協定など、法的拘束力があり、かつ、執行可能な手段を利用することである。その取決めは、署名者を拘束し、かつ、執行可能なものでなければならない。

二つ目のオプションは、法的拘束力はないものの、執行可能で効果的なデータ主体の権利を規定している覚書のような行政協定を利用することである。この行政協定は、EDPB の意見に従い、権限を有する国家の監督当局による認証を得なければならない。

なお、前述の例外は、関連する諸条件の適用次第で、公的機関が行うデータ移転についても利用が可能である。

⁵ GDPR 前文第 113 項及び本文第 49 条第 1 項を参照。

刑法の執行機能を行使する公的機関の場合⁶は、追加的なデータ移転ツールの利用が可能である⁷。

Ⅲ. 英国から EEA 加盟国へのデータ移転

英国政府によれば、英国から EEA 加盟国への自由な個人データの移転を認めている現行の方法は、合意なき離脱の場合にも継続される。

このため、英国政府と ICO は、ウェブサイトを通じて定期的に相談を受け付けるべきである。

欧州データ保護会議

議長

(Andrea Jelinek)

⁶ これは警察指令の所掌である。

⁷ 警察指令第 37 条及び第 38 条を参照。例えば、EU 当局が適切なセーフガードが第三国に存在していると、移転に関するあらゆる状況进行评估（若しくは自己評価）し、結論付けた場合に移転が行われる。加えて、特定の状況においては、追加的な例外が当てはまる（警察指令第 38 条参照）。